

令和6年8月26日

保 護 者 様

保存版

大阪市教育委員会
大阪市立鳴野小学校
校長 崎本 靖朋

非常変災時等の臨時休業措置について

保護者の皆様にはますますご清祥にお過ごしのこととお喜び申しあげます。平素は、本校教育推進に深いご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、これまでの気象状況や災害状況に鑑み、次に示す基準により臨時休業等の措置をとりますので、ご理解ご協力いただきますようお願ひいたします。すでに5月15日付で「非常変災時等の臨時休業措置について」を配付しておりましたが、教育委員会の通知により内容が更新されていますので、ご留意ください。

記

午前7時の時点及び**午前7時を過ぎて始業時刻まで**に、次に掲げる態様及び規模の災害等が発生した場合、**臨時休業措置**とします。

ア **大阪市**において、「暴風警報」若しくは「暴風雪警報」又は「特別警報」が発表された場合。その後、**警報が解除されても**、その日は休業です(いきいき活動も休業となります)。

イ **大阪市(大阪市長)より、寝屋川または第二寝屋川の河川氾濫の「警戒レベル3(高齢者等避難)」、「警戒レベル4(全員避難)」の発令**があった場合。なお、河川氾濫に伴う臨時休業等については、気象庁等から出される防災気象情報(警戒レベル○相当情報)ではなく、**大阪市(大阪市長)が発令する避難情報**に基づき、ご判断ください。

また、情報収集に際しては、以下を参考にしてください。

○大阪市HP(発令した場合、トップ画面に表示されます。)

○おおさか防災ネット(メール登録もできます) ○大阪市危機管理室 X

○LINE 大阪市公式アカウント ○防災スピーカー(発令した場合、放送が流れます。)

ウ **大阪市内のいずれかの地域において、震度5弱以上の地震が発生**(気象庁発表)した場合。

エ **午前7時の時点で、JR大阪環状線及び大阪メトロ(ニュートラムを含む)の双方が全面運休**している場合。

※ 「大雨警報」・「洪水警報」等、他の警報が発令された場合は、平常通りです。

※ 児童が在校中に「暴風警報」・「特別警報」が発令された時は、「学習途中での下校」等の安全対策を講じます。その際は、**保護者の皆様への引き渡しにて下校**となります。

※ 上記のような緊急の場合は、ミモマルメによる保護者メールやホームページ等でもお知らせすることがあります。ご注意ください。

※ つきましては、日頃より、このような場合も含めて緊急の場合、連絡方法等、どのようにするのか、お子さまと話し合っておいてください。

※ **学校が臨時休業の場合は、いきいき活動も休業となります。**

※ 電話でのお問い合わせは、ご遠慮願います。